別府の行政事情(明治前期3)

で

8 別府屯所のこと(別府警察署の沿革)

はどのようにして維持されていたのであろうか。以下に同体の村)は村長の下にどのような生活をし、村の治安明治当初から二十年頃まで、別府のムラムラ(生活共

本誌題一・二巻に多少とも触れているので参考にして頂下で、それは大きく変っていった。(この点については見るように、近代国家として出発した明治新政府の統治

きたい)

を繙いてみると、当時の治安警備の状況がおぼろげなが次大戦中の戦時下、昭和十八年発刊の『大分県警察史』大正三年と昭和八年刊行の『別府市誌』、さらに第二

ら判明してくる。つぎに、年代を追って「別府屯所」、

つまり後の別府警察署の沿革をたどってみることにしよ

〇明一五・二

立したため、別府署は速見群一

大分警察署が県警察本署より独

う。

(一八七五)

所となる。

右、第二屯所と改称

〇明八・一二・一〇

速見郡別府村に別府屯所を開所

第一大分出張所に所属、

第八屯

○明九・一一

○明一○・二

<u>.</u>

〇明一一・一二

〇明一三・一一

所属別府分署と改称、大分警察署に

郡町村制編成のため、別府分署所雇

は一一カ村を管轄

警部一名、巡査一九名配置り、速見群内二○カ村を管轄。り、速見群内二○カ村を管轄となける。

大 野 保 治

- 19 **-**

〇明二〇・六 速見群警察署管下に入り、駐在

所一一カ所、一九カ村を管轄

合で福岡県に統合されたのが明治九年四月十八日、さら に所属していたためで、この二郡が全国的な府県の統廃

明治六年(一九七三)創設の内務省が全国各府県の警

処によっては「番人」、その詰所も「出張所」「取締 である。その頃まで全国では「捕亡吏」とか「邏卒」、 **察機構の整備・拡充にのり出すのは、八年に入ってから**

ていた。内務省では、こうした区々の名称を統一する仕 所」「監視所」から「屯所」などの名称が勝手に使われ

に、次のような五区に分けられていた。

第一出張所

大分

第四出張所

佐伯 竹田 事から始まった。当時、県域は、大分県警部の指揮下

第二出張所 高田 第五出張所

大分県域で主要な県行政の中心地、したがって交通・ 第三出張所 隈 (日田)

商業の盛んなこの五町で、捕亡吏の勤務場所は本県では 「出張所」とか「屯所」と呼ばれていた。 参考までに、この五町に県北の中心地、中津の町が含

まれていないのは、当時下毛と宇佐の二郡がなお小倉県

対して「適宜ノ人員撰用(採用)」により県捕亡吏を置

その制度も西欧並みの洋服着用に決めた。

参照のこと)。 分県域が確定をみたのである(『大分県史』近代編工を が第九大区、宇佐郡が第十大区となり、今日のような大 た。当時の行政区画制度=大小区制に準拠して、下毛郡 に四ケ月後の八月二十一日付けで我が大分県に編入され ここで、明治新政府発足当初、警察制度の全国的状況

から見ることにしよう。 明治新政府は廃藩置県(明治四年一九七一)前後、他

にならってまず東京府下での警備を統一しようとしてか あった。これがいわゆる「ポリスの制度」であり、これ (とりわけフランス)の制度を模倣して取り入れたので

を通称「ポリス」と称し、警具として三尺棒を持たせ、 つての旧藩の士族から成る警固卒・邏卒を置いた。これ

の諸制度と同様に、近代ヨーロッパ先進諸国の警察制度 当時、警察所轄方の大蔵省では、四年十二月各村県に

くよう通知している(『内務省史』第三巻)。 そのため、本県でも翌五年一月、経費を県費で負担し 賄賂ハ勿論、 聊 ノ品タリトモ差贈り候者ノ節ハ直ッ・ロー・オート

を掌握していた。内務省が設置されたため、この司法警 の警察を統一的に把握する「警保寮」を設けてその権限 る。その前、四年七月に設置されていた司法省は、 を行使していた内務省の設置は、明治六年十一月であ 第二次大戦まで、天皇制国家のもとで強大な警察権力 **ニ差返シ、其ノ旨聴訟課へ届出ル事** 全国

の職制が定められ、本県でも「捕亡吏取締並捕亡吏勤方 になった。

規則」を定めている。その一部を見よう。

は検事局が所管するとした。同時に、地方邏卒と捕亡吏

事局」を設置することが決められ、以後、

捕亡吏の業務

その中で全国的に重要な府県から順次「裁判所」と「検 法職務定制(注、設置法に該当するもの)を定められ、 の制度を採用している。のち五年八月、司法省では、司 任免(人事権)も県でおこなう地方捕亡吏(のち邏卒)

日々捕亡吏取締一名、捕亡吏二名、 シテ宿直改スベキ事 更番(交番)

死刑ノ節、執刀並ビニ懸錘ハ捕亡吏取締コレヲ勤

メ、笞杖刑ハ捕亡吏コレヲ勤ムベキ事

出役先ハ勿論、平常粗暴ノ挙動ハ申スマデモ無ク

両人宛昼夜更番ニテ市中巡邏致シ、 取締ノ者越度タルベキ事 渾テ威権ガマシキ振舞コレ有ル節ハ、本人ハ勿論 見聞ノ趣及ビ

胡乱ノ者コレ有リ候ハバ、直チニ聴訟課へ届出ス

あった。このほか、従来の捕亡吏を「邏卒」の名称に統

る一方、

前者は内務省、

後者は司法省の管掌としたので

警察的機能は、しだいに内務省において発揮されること 保寮が内務省に移管されたのが七年一月。これから行政

欧米の制度にならい、行政警察制度を発足させ、とかく おり薩摩藩士の出である大警視、川路利良である。彼は 我が国における近代的警察制度の創始者は、周知のと

犯人ヲ探索逮捕スルハ司法警察ノ職務トナル」と明定す 政警察予防ノ力及バズシテ法律ニ背ク者アルトキ、其ノ 混乱しがちであった行政警察と司法警察とを分け、

項目	階	等	月給	
	1 等	上等 下等	10円 9円 8円 7円50銭 7円 6円50銭	
巡	2 等	上等 下等		
査	3 等	上等 下等		
	4 等	上等 下等	6円 5円50銭	

(明治12年『大分県統計表』より)

明治12年処断犯罪件数調

犯	目	人員	犯	目	人員
窃	盗	(名) 706	賭	博	(名) 624
常力	盗	132	失	火	131
準で	別 盗	151	過失作	[8]	20
窃盗	私和	52	棄毀	損壊	46
剧	殴	69	諸 犭	0 則	286
詐	偽	62	県条規	見違反	41
雑	犯	227	7 O	つ 他	170
違	令	65			
合 計 2,782名					

(明治12年『大分県統計表』による)

設置基準を定めている。この時、大分県には、内務省よ 警部)出張所」と「巡査屯所」とし、同年十二月にその 置前からあった捕亡吏出張(取締) 各府県の警察機構の整備と拡充にのり出した。 らに一等~四等の四階等に分けて各俸給が定められた (番人)屯所など区々の名称を統一して「警察(または (第一表参照)。 つづいて明治八年、 冒頭に述べたように、内務省では 所・監視屯所・邏卒

内務省設

分署と改称され、

新たに分署の下部に

「派出所」

(のち

達により、従来の出張所―屯所はそれぞれ警察署―警察 も前述したとおりである。のち明治十年一月、内務省通

県下の警察

て、

り「金、五千八百八円」が下賜され、以来、

次第に重要な地歩を占めていったことを示している

目のように張りめぐらされたのであった。

駐在署)を置き、ここに近代的警察制度が全国的に網の

|屯所として、郡町村制施行後は速見郡行政の中核とし なお、別府屯所=別府警察署が当初は大分出張所の第

署機構は逐一整備されていった。こうして県下に「五警 察出張所」と、その配下の「巡査屯所」が置かれたこと

Ų

のち同年六月の地方官会議で「巡査」と改め、さ

9 県北四郡一揆と速見郡、刑罰のことなど

起きた県北四郡(下毛・宇佐・国東・速見の各郡)一揆 明治十年(一八七七)の西南戦争と、これに呼応して

に、速見群別府地区のムラムラ(第二大区一三小区~一

ではない。だが何人かの人たちが関与していたことは、 五小区)の人たちがどのようにかかわっていたかは定か

当時の県政の公式記録書『県治慨略』に示された史実

次に見るように間違いない。

に基づき、以下に述べてみることにしたい。

西南戦争に呼応して明治十年三月三十一日、中津士族

中津警察分署を襲撃したあと、四月二日には大分県庁を 増田宗太郎ら六○名が挙兵し、中津支庁(県出張所)と

府へと退却したところに、翌三日別府湾日出沖に官軍の 襲った。だが結局、県庁を陥るれることはできずに、別

と肥後の二組に分かれて攻め進んだ。一方、増田の蹶起 軍艦浅間丸が警視兵四百名を乗せて入港。直ちに、中津 速見両郡に広まった。その一揆の状況は に呼応して字佐・下毛二郡で起きた農民一揆は、国東と 各小区用務所、学校吏及ビ富農富商ノ民宅ニ放火シ

があった。県北四郡は三カ年連続の旱害のため、各農家

し等の要求に端を発したのであるが、その背景には 「(明治)八年以来ノ苛烈ナ旱」と「地租改正」の影響

処ナク、惨害実ニ酷シ。

もともと、この一揆は、

中津隊の扇動と地租金割り戻

獗ヲ極メ、暴動タダナラズ。説論ノ道断へ、制止スル 万ノ多キニ至ル。手毎ニ竹槍ヲ携へ、数手ニ分レテ猖。 衆ヲ扇動ス。故ニ所在ノ民衆起キ、皆コレニ応ズ。幾 或ハ破毀ス。焼毀ヲ以テ脅迫ノ具トナシ、異句同音他へ*

では「田畑、衣類ニ至ル迄典(転)売致シ、非常ノ金策

み、重税と公租金などの負担にあえぐ農民の、 ヲ以テ貢租」、したほどの窮状であった。凶作に苦し 日頃の不

軽減を求める一揆へと走らせたのである。 満と新政府への疑惑が一気に噴出し、彼らをして負担の そのため十年四月、大分県令・香川真一は「旱害ニ付

提出した。これに対して大蔵大輔・松川正義 キ、地券税金ノ内拝借ノ義ニ付キ上申」(書)を政府に (前日田県

23

県北四郡の

二一五カ村に対し、地券税のうちから一八、三八〇円の

令)

は、納税延期を聴き届けた。すなわち、

○カ年賦償還が認められ、この一揆は終了している。 ところで、この一揆の関係者の処罰はどうであったろ 則」には、次のような規定が見られる。 何ノ賊ニテモ、参事許可ノ上逮捕スベシ。

うか。新政府の威光を背景に、全員に次のような厳罰が 七、三二一名 三八ノ日、訴状ヲ請ケ取ルベシ。 同日、目安箱ヲ開クベシ。 聴訟鞠獄ハ人民ノ一重事ナレバ、高声激語ヲ以テ 縮セシムベカラズ。 快トナシ、或ハ 猥 二鞭韃ヲ用ヒ、訟獄者ヲシテ畏

加えられたのである。

として官員の構成は、県令(または権令)―参事―権参 第一項の「参事」役に触れると、この当時の官治機構

事—七等出仕(以上=奏仕官)—典事—大属—小属—史

生―出仕(以上=判仕官)となっていた。したがって、

この参事役は、現在では部長・局長クラスに当たるので

と八・一八・二十八日の各日。裁判の訴状受理の日をこ

には繁雑であったからであろう。また、「三八ノ日」に

「目安箱」を開くように、との規定が第四項である。こ

明治五年一月二十七日制定された「(大分県)庁中仮規

廃藩置県のあと、県治条例(太政官布告)に基づいて ここで、明治当初の刑罰規定について触れよう。 載されていないので、詳細は判明しない。

合計一〇五名である。前掲書には、小区ごとの明細は記 贖金八八名(二円二五銭五五名、一円五〇銭三三名)、 三名、一年一名)、杖一名(七〇回一名)、贖金一二名

このうち、速見郡関係者をみると、懲役四名(一○年

合計 二二、二三七名

○付和隨行罪贖金(三円~五○銭) 〇笞刑(七〇~二五) 三〇名

一四、一八九名

○贖金(二九円一三銭七原~五○銭) 〇杖刑(一〇〇~四〇) 六〇二名 ○懲役(終身~一年) 九五名

(三円二名、二円七五銭一〇名)、笞なし、付和隨行罪

者に対する官員としての心構えを説いている。 はあるまいか。つづいて第二項は、犯罪の容疑者や服役 第三項の「三八ノ日」とは、毎月の三・一三・二三日

うした日に決めたのは、地方官の数が少なく毎日の受理

24

受けるために、評定 所などのお役所の玄関先に取り受 けられたものである。現代風にいえば、「投書箱」のよ の目安箱とは、徳川期、庶民の要求や不満などの投書を どおり「徳川刑法」、つまり主に御定書百箇条をもって 全国の刑律を統一しようとしたのである。こうして新政 新律(注、新刑法)御布令の時まで暫時の間、これまで たのであろうか。維新後、新政府は、各府藩県に対して

廃止後は、本庁より時々「巡査致」すが、この機に乗じ 庁の出先機関)詰の「捕亡吏」を廃止する旨達して うなものであった。 る。その理由は、県財政の窮乏による。県達の内容は、 大分県では明治六年三月十八日、県下各会所(注、県 律であり、基本刑としては笞・ 杖・徒・流・死の五 年には「改定律例」が制定された。いずれも中国流の刑 府により「仮刑律」、三年に「新律綱領」、つづいて六

が、みだりに「拷訳」(注、拷問を加えて訊問するこ 出ること。もっとも強盗など、手に余れば捕縛してよい ねて約束し、窃盗強盗はもちろん乱暴狼藉を働く者は人 民協力して取り押えておき、この旨戸長より会所へ届 て「兇漢ノ徒」が悪事を働くかも知れず、各小区ではか

ための窃盗・強盗が多かったのであろる(第二表)。 時の農村での「犯罪」は、いつの世も変らず、生活苦の の一布達をもって、およそ察知することができよう。当 別府のムラムラも含めて、県下の町村の治安状況はこ 明治初期の大分県で、刑罰はどのように実施されてい

明治三年十二月に作られた「新律綱領」の中で見られ

と) などしてはならぬ、と。

制度は、官人らに実刑を科する代りに、相当額の銅を収

で、その大部分に「贖銅」の制が認められていた。この

めさせる換刑である(中・近世)。近代に入って、貸弊 25

博云々達」(県警第八号達)では、県内第一大区一五小 かった。そのため、県布達には、これの注意方や取り締 で刑罰を償うということになった。 まりが再三見られる。例えば九年二月十三日付けの「賭 当時の犯罪には窃盗・強盗のほか、賭博(博奕)も多

ないので村定で「賭博定約」をきめ、今後違約の者には 区の某村(国東町)では、村民の一部がどうしても止め 三十日間道路堤防の修理をさせるというのである。

予答 まる そートせき コススナ いまえする「賊盗律」には、二二カ条にもおよぶ区分律があった

窃盗。強盗。盗田野穀麦。詐欺取財、恐喝取財

常人盗

盗官私牛馬

親属相盗など

罪は「兇徒衆ヲ聚ムル罪」として厳刑が科せられていこの新律は中国風の刑罰体系であるため、農民一揆の

「絞」「梟」にしぼられた。明治六年の「改定律令」綱領ではあらかた姿を消し、死刑執行の方法も「斬」ば晒・火焙・鋸 挽・ 磔 などが見られたが、この新律た。維新直後にあっては、藩政時代の残虐な刑罪、例え

一種とされた。こうして刑罰の基本体系は、生命刑とし「寛恕ノ御趣旨」にそい、死刑は原則として「絞首」の(一二図・一四律・全文三一八条)が出現してからは

日の刑罰制度の原形が築かれたのである。しての収職(臓品に没収)の三本立てに簡略化され、今ての絞首刑、身体刑としての懲役刑(徒刑)、財産刑と

絞架式に六年二月から改められている(第一図参照)。造の絞柱懸垂式から、イギリス式の刑具を模倣した高台参考までに、死刑執行の方法も、明治当初の単純な構

年三月刊行の『大分県史』(近代編工、通算第一六巻)

なお、本稿に関して関心をお持ちの方は、昭和五十九

中の第二章第二節「軍事・警察・裁判制度の成立」を併

読して下さることを希望します。

